

## ○上越教育大学学修成果審査委員会に関する申合せ

(平成21年5月22日学長裁定)

最終改正 平成27年3月20日

(趣旨)

- 1 上越教育大学学位規則（平成16年規則第17号。以下「学位規則」という。）第12条に規定する学修成果審査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項については、この申合せによるものとする。

(委員会の設置)

- 2 委員会は、学修成果報告書を受理した後、設置するものとする。この場合、事前準備として、委員会の設置は、学修成果報告書の提出を前提としてあらかじめ教務委員会で審議する。

(委員の指名)

- 3 委員会委員の候補者は、教育実践高度化専攻から推薦するものとする。

(委員の任期)

- 4 委員会委員の任期は、教授会に審査の結果を報告をした日までとする。

(その他)

- 5 この申合せの実施に関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。

### 附 記

この申合せは、平成21年5月22日から施行する。

### 附 記（平成27年3月20日）

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。